

平成 27 年 8 月 20 日

JAPAN AMATEUR LEAGUE

(J・A・L)

設立趣意書

第 1 条（名称・目的）

- 1 本会の名称は、JAPAN AMATEUR LEAGUE（略称 J・A・L）とする。
- 2 本会は、二大国際ダンス組織である WORLD DANCE COUNCIL（WDC）と WORLD DANCE SPORT FEDERATION（WDSF）につながる国内勢力同士の対立関係に巻き込まれることなく、歴史ある伝統的なダンス組織である WDC に帰属する全国横断的なアマチュア競技ダンス組織である。
- 3 本会は、社会人・学生その他、他に生活の本拠を持ちながら、競技会活動を通じて、ダンス技術の習得・向上と人格・識見の陶冶をはかり、もって人生を充実させるための相互交流、情報交換、競技会情報と競技会出場の機会の用意・出場実現の交渉・仲介、ダンス界における競技選手としての地位の保障等、あらゆる利便と保障を提供することを目的とする。

第 2 条（組織）

- 1 本会の組織は、会長理事 1 名、副会長理事 2 名、理事 6 名、監事 2 名の役員、総務委員会・組織委員会・渉外委員会その他委員会各数名の委員で構成し、広く会員を求める。
- 2 本会は、WDC と相互に交流を保つための窓口を設定する。
- 3 1 記載の役員、各委員は、それぞれ本会相互連絡用の E メール

メールアドレスを本会に登録し、相互の連絡に遺漏のないようにする。

第3条（活動費）

- 1 本会の活動費は、会費、役員・会員の各自弁、ダンス界各方面で本会の設立・活動に理解のある個人・組織による援助その他によりまかなう。
- 2 この会計は、会長が行う。

第4条（コンプライアンス）

- 1 本会は、その活動にあたり、内外ともにコンプライアンスを重視する。
- 2 そのために、本会は、法律専門家その他への窓口を設ける。

以上